

答申保第72号
令和5年3月29日
(諮問保第88～90号)

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県知事及び鹿児島県警察本部長が、本件審査請求の対象となった保有個人情報について行った決定は、妥当である。

2 審査会の判断

審査請求人は、鹿児島県知事がした、① 審査請求人の個人情報開示請求に係る対象文書の一部について不開示とする旨の決定（諮問保第88号関係。以下「本件処分1」という。）、② 審査請求人の個人情報の利用停止請求に係る個人情報の利用停止しない旨の処分（諮問保第89号関係。以下「本件処分2」という。）に加えて、③ 鹿児島県警察本部長がした審査請求人の個人情報開示請求に係る対象文書が不存在であるとして不開示とする処分（諮問保第90号関係。以下「本件処分3」という。）について、いずれも取り消しを求める訴訟を提起し、令和〇年〇月〇日に「原告の請求をいずれも棄却する」との司法判断がなされている。

以上のような状況を踏まえ、当審査会としても上記司法判断と同様の考えに立つものであり、鹿児島県知事が行った本件処分1及び本件処分2並びに鹿児島県警察本部長が行った本件処分3はいずれも妥当であると判断する。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。